## 第3号議案 一般社団法人物理探査学会定款案変更承認の件

平成 23 年 1 月 21 日に開催された臨時総会におきまして、一般社団法人への移行申請に向けた定款変更承認の件をお諮りし、ご承認を頂きました。それをもって 2 月 25 日に申請致しましたが所管官庁から定款(案)の変更に係るご指導がありました。

検討の結果、8項目に関して以下のとおり変更することといたしました。

つきましては、これらの変更につきまして、ご承認を頂きたくお諮りします。

なお、認可された場合、登記日をもって、別添の「一般社団法人物理探査学会定款」が、当学会の新たな定款となります。

変更条項	備考
第 12 条第 2 項 について、 「一般社団法人及び一般財団法人 <u>に関する</u> 法律上の…」	「 <u>に関する</u> 」の文言を追加
第13条第5項について、 「代議員に欠員が生じた場合は、 <u>補欠選挙を</u> 行い、速やかに欠員を補充する。 <u>選挙は、別</u> に定める規程に基づいて行う。」	アンダーラインの文言を追加
第19条第1号について、 「入会 <del>の基準</del> 並びに入会金及び会費」	第 19 条第 1 号 「 <del>の基準</del> 」の文言を削除
第29条第6項について、 「会長 <u>、常務理事</u> 及び常置委員会委員長」	「 <u>、常務理事</u> 」の文言を追加
第29条第7項、第30条第3項について、 「正会員」とした方がよいのでは。	「会員」を「正会員」に修正。
第31条第2項について、 「役員は、 <u>第27条に定める定数に足りなくなるときは、</u> 任期 <u>の</u> 満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」	アンダーラインの文言を追加
附則第3項 について 3 この法人の設立初年度の事業年度は、 第3条の規定に関わらず、当法人の設立 の日から平成23年3月31日までとする。	削除
附則について、 5 附則第 1 項の一般法人設立の登記の 日において、旧定款第 14 条の役員の社員 たる地位は失われる。	附則に5として、左文を追加